

激甚災害被災会員への対応に関する申し合わせ

1. 本学会では「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）の適用措置を受けた、激甚災害の被災会員に対し、次の事項を申し合わせる。
 - （1）会費の免除
 - ①激甚災害発生時の当該年度会費を免除する。
 - ②会費の免除を希望する会員は、所定の事項（会員番号、氏名、連絡先住所、被災状況）を学会事務局宛に届け出る。
 - ③当該年度会費を納入している会員についても、届け出があれば、当該年度会費を免除とし、納入されている会費は次年度の会費とする。
 - （2）退会届の提出期限延長
 - ①激甚災害被災会員の退会届の提出期限を1年間延長する。
 - ②退会届は、所定の事項（会員番号、氏名、生年月日、雑誌送付先住所、退会理由）に加え、被災状況を記載する。
2. 上記のほか、激甚災害の被害状況により、対応が必要な場合は、理事会の議を経てこれを行う。
3. 本申し合わせに定める激甚災害が発生した場合は、当該被災会員への対応について、速やかに、栄養学雑誌、ホームページ、JSNDメールニュースなどを活用し広く周知に努める。
4. 本申し合わせの改定は理事会の議決による。

付則

- 1 本申し合わせは、平成30年8月18日の理事会の議を経て、平成30年8月18日から施行する。

学会賞等に関する細則

第1条 定款第5条（3）に基づき、日本栄養改善学会功労賞（以下、「功労賞」と称す）、日本栄養改善学会学会賞（以下「学会賞」と称す）、日本栄養改善学会奨励賞（以下、「奨励賞」と称す）の授賞に関する事項は、本細則に定める。

第2条 功労賞は、次の各号のいずれかを務めた者に授与する。

- （1）理事長
- （2）学術総会会長
- （3）栄養学雑誌編集委員長

2 授賞候補者は本学会正会員である個人とする。

3 功労賞は毎年3件までとし、賞状を授与する。

第3条 功労賞に対する候補者の有無及び選考は、本細則第12条に定める学会賞等選考委員会（以下、「選考委員会」と称す）によって行う。

第4条 学会賞は、「栄養学に関する学術的研究又は実践活動において、顕著な功績があり、現在も研究に従事している者」に授与する。

2 授賞候補者は本学会正会員である個人とする。

3 学会賞は毎年3件までとし、賞状及び記念品を授与する。

第5条 学会賞の選考対象となる業績は、栄養学に関する学術的研究又は実践活動において特に優れた内容を有し、内外の評価に耐えうるものとする。

2 学会賞の選考対象となる業績は、「栄養学雑誌」において発表された論文を含むものとする。

第6条 学会賞候補者は毎年1回公募する。

2 理事長は、理事会の議を経て、学会賞候補者の募集期間を決定し、学会誌掲載その他の方法で周知する。

3 理事長は全評議員に、学会賞候補者の推薦を依頼することができる。

4 候補者の推薦には、本細則第13条に定める所定の手続きを必要とする。

第7条 学会賞に対する候補者の選考は、本細則第12条に定める選考委員会によって行う。

第8条 奨励賞は、「栄養学に関する学術的研究又は実践活動において、将来性のある業績を上げ、授賞年度の8月1日現在40歳以下の者」に授与する。

2 授賞候補者は本学会正会員である個人とする。

3 奨励賞は毎年5件までとし、賞状、記念品及び研究奨励金を授与する。

第9条 奨励賞の選考対象となる業績は、「栄養学雑誌」において発表された論文を含むものとする。

2 候補者の所属が実践活動分野である場合、奨励賞の選考対象となる業績は、「本学会学術総会での筆頭発表5回」をもって、前項の条件を満たすものとする。

第10条 奨励賞候補者は毎年1回公募する。

2 理事長は、理事会の議を経て、奨励賞候補者の募集期間を決定し、学会誌掲載その他の方法で周知する。

3 理事長は全評議員に、奨励賞候補者の推薦を依頼することができる。

4 候補者の推薦には、本細則第13条に定める所定の手続きを必要とする。

第11条 奨励賞に対する候補者の選考は、本細則第12条に定める選考委員会によって行う。

第12条 功労賞、学会賞、奨励賞に対する候補者の選考のため、選考委員会を常置する。

2 選考委員会委員長は、評議員の中から、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

3 選考委員会委員は、正会員の中から、理事会の議を経て、理事長がこれを委嘱する。

4 選考委員会委員長及び選考委員会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。但し、選考委員会委員長は3期連続することはできない。

5 選考委員会委員の構成は、専門領域が重複しないように留意する。

6 選考委員会委員名は、原則として公表しない。

- 7 選考委員会は、候補者についての審議、選考を行う。
- 8 授賞候補者の属する研究グループに選考委員会委員が含まれている場合は、前項にかかわらずその選考委員会委員は当該授賞候補者に関わる審査権を放棄することとする。
- 9 選考委員会委員長は、選考の経過並びに選考結果を、書面をもって理事長に報告する。

第13条 学会賞及び奨励賞候補者を推薦しようとする者は、別紙様式に基づき、選考委員会に提出しなければならない。

- 2 推薦は自薦・他薦を問わない。但し、自薦の場合は、所定の様式による共同研究者全員の承諾書を添付しなければならない。
- 3 1人の推薦者が、各年度において推薦できる学会賞及び奨励賞候補者件数は、各々について1件以内とする。
- 4 選考委員会委員は、推薦者又は候補者になることはできない。
- 5 推薦様式は別に定め、事務局に備え付ける。
- 6 事務局は推薦様式を学会誌掲載その他の方法で周知する。

第14条 理事長は、選考委員会の選考結果に関する報告を理事会に諮り、授賞者を決定する。

第15条 功労賞、学会賞及び奨励賞の授与は、本学会の学術総会において行う。

- 2 功労賞、学会賞、奨励賞に関する経費は、本学会年度予算及び寄付金をもって当てる。

第16条 本細則の改定は、理事会の議決によるものとする。

附則 本細則は、平成16年(2004年)7月17日から施行する。

- 2 本細則の改定は、平成22年(2010年)8月21日の理事会の議を経て、平成22年8月21日から施行する。
- 3 本細則の改定は、平成30年(2018年)8月18日の理事会の議を経て、平成30年8月18日から施行する。